

## 岡山市特殊詐欺等被害対策電話機購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、高齢者の特殊詐欺被害の減少を図るため、特殊詐欺等被害対策電話機を購入、設置及び利用する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 被害者に電話等で親族や公共機関の職員等を名乗ることにより対面することなく欺罔し、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪行為をいう。
- (2) 着信前自動警告機能 電話機の呼び出し音が鳴る前に、当該電話番号に架電した者に対し通話内容を録音する旨の警告メッセージを自動で流す機能をいう。
- (3) 自動通話録音機能 通話内容を自動で録音する機能をいう。
- (4) 詐欺対策電話機 固定電話機のうち前二号に掲げる機能を有するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時点で市内に住所を有し、かつ居住している65歳以上の者
- (2) 住居において詐欺対策電話機を設置し利用する者
- (3) 市税を完納している者
- (4) 過去に岡山市特殊詐欺等被害対策電話機設置支援事業による支援を受けていない者及び同一世帯に同支援を受けた者がいない者
- (5) 過去にこの補助金の交付を受けていない者及び同一世帯にこの補助金の交付を受けた者がいない者
- (6) 暴力団員(岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する者をいう。以下同じ)に該当しない者、かつ、条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を持たない者

### (補助対象機器)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前条第2号の設置する詐欺対策電話機について、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に所在する店舗で購入するもの(インターネット販売で購入したものを除く。)であること。
- (2) 申請者自ら購入し、設置するものであること。
- (3) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受けて購入するものでないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、詐欺対策電話機の購入費用とする。ただし、次に掲げる各号の経費については、補助の対象としない。

- (1) 修理、点検、処分等に係る経費
- (2) 消耗品及び付属品の購入、交換等に係る経費
- (3) 電力の受給その他詐欺対策電話機の機能を維持するための経費
- (4) 詐欺対策電話機の配送、設置及び保証等に係る経費

- (5) 複数台の詐欺対策電話機の購入費用
- (6) 詐欺対策電話機購入のためのポイント等利用分  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とし、10,000円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、岡山市特殊詐欺等被害対策電話機購入費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の氏名、住所及び生年月日を証明する書類の写し
- (2) 市税を完納していることを証明できる書類
- (3) 詐欺対策電話機の購入を証明する書類の原本又は写し
- (4) 市長が別に定める機種以外の詐欺対策電話機を購入する場合には、詐欺対策電話機のメーカー名、型番、機能等が記載されているものの原本又は写し
- (5) 前四号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(交付の決定及び額の確定)

第9条 市長は、補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、岡山市特殊詐欺等被害対策電話機購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第6条第1項の検討の結果、補助金の交付が適当でないとき、岡山市特殊詐欺等被害対策電話機購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、規則第9条に規定する申請の取下げをするときは、岡山市特殊詐欺等被害対策電話機購入費補助金申請取下げ申出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(交付請求及び交付)

第11条 申請者は、第9条第1項に規定する補助金の交付の決定及び額の確定を受けたときは、岡山市特殊詐欺等被害対策電話機購入費補助金交付請求書(様式第5号)により、すみやかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、すみやかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第24条ただし書きの市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定により6年とし、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が補助金の交付の決定内容若しくはこれに付された条件又は規則若しくはこ

の要綱の規定に違反したときは、規則第20条及び第21条の規定により、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部を、岡山市特殊詐欺等被害対策電話機購入費補助金返還命令書（様式第6号）により返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。